○　創造的復興を実現する人材の養成

・　東日本大震災の教訓を踏まえ，被災地における特色ある教育活動を支援することにより，新たな教育のモデルを開発・普及する「復興教育」の取組を推進する。（基本施策１－４関係）

第３部　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

Ⅰ　的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映

○　教育政策の推進に当たっては，地域社会，企業，ＮＰＯ，各家庭など，様々な社会の構成員の参画や協力を得ていくことが必要であり，その前提として，国は，各施策の意義・目的などについて，広く国民へ発信していくことが求められる。

○　しかしながら，これまで，教育関係者以外における教育振興基本計画の認知度・理解度は必ずしも高くなかったのではないかとの指摘もあることから，今後は，様々な機会を捉えて，可能な限り分かりやすく対外的に情報発信するとともに，国民からの意見等の把握やその施策への反映に努めていく必要がある。

Ⅱ　進捗状況の点検及び計画の見直し

○　前述のとおり，教育政策の意義を広く国民に伝えていくためにも，また，各施策を効果的かつ着実に実施していくためにも，計画の進捗状況を客観的に点検し，その結果をフィードバックして各施策に反映させていくことが不可欠であるが，このようなＰＤＣＡサイクルがこれまで十分に機能していたかについては疑義がある。

○　このため，今後は，第２部に掲げた成果目標・成果指標の達成度合いや，各基本施策の進捗状況について，定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し，その後の施策等の方向性に反映させるとともに，広く国民に情報提供していくことが必要である。その際，あわせて，各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして，各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか，不断の見直しを行っていくことが重要である。

○　なお，既に見たように，世界全体が変化の激しく先行きの不透明な社会に移行していることを踏まえれば，検証改善の過程の中で，計画策定時には予想されなかった教育上の課題が新たに生じることも予想される。

○　もとより第２部に掲げた成果目標の達成に向けて，各般の教育施策を推進していくことが基本ではあるが，教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ，迅速かつ適切に新たな課題への対応を行っていくことも求められる。

○　また，今回の教育振興基本計画は，政府が５年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから，策定から５年後を目途に見直しを行い，次期計画を策定する必要がある。なお，特段の事由がある場合には，計画期間の途中に見直しを行い，その一部を改定することもあり得る。